議案第２２５号

上越市スーパーボブスレー条例の一部改正について

上越市スーパーボブスレー条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年１２月３日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市スーパーボブスレー条例の一部を改正する条例

上越市スーパーボブスレー条例（昭和５８年上越市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第６条の表一般の項中「１５０円」を「２００円」に、「７５０円」を「1，０００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の第６条の規定は、令和２年４月１日以後に発行される１回券及び６回券（以下「１回券等」という。）について適用し、同日前に発行された１回券等については、なお従前の例による。